イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00173

AC_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額の 3 分の 2 に相当する額

AD_{12} ＝ 0.0375

AD_{13} ＝ 0.0398

AD_{14} ＝ 0.0360

AD_{15} ＝ 0.0399

AD_{16} ＝ 0.0405

AD_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0375
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0300

AD_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0368
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0465

AD_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0368
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0480

AD_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03750
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04125

AD_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03600
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04050

AD_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03525
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975

AE_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

AF_{12} ＝ 0.0300

AF_{13} ＝ 0.0318

AF_{14} ＝ 0.0212

AF_{15} ＝ 0.0239

AC_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額の 3 分の 2 に相当する額

AD_{12} ＝ 0.0375

AD_{13} ＝ 0.0398

AD_{14} ＝ 0.0360

AD_{15} ＝ 0.0399

AD_{16} ＝ 0.0405

AD_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0375
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0465

AD_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0368
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0465

AD_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0368
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0480

AD_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03750
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04125

AD_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03600
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04050

AD_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0375
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0413

AE_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

AF_{12} ＝ 0.0300

AF_{13} ＝ 0.0318

AF_{14} ＝ 0.0212

AF_{15} ＝ 0.0239